

みみサポみやぎからのお知らせ

【難聴者等トータルコミュニケーション教室】

- ◆日時 ①2月 6日(土)
午後1時30分～3時30分
②2月22日(月)
午後1時30分～3時30分
- ◆場所 宮城県聴覚障害者情報センター研修室
- ◆内容 なぜ聞こえにくくなるのか、補聴器の購入方法など、宮城県言語聴覚士会の高卓輝氏によるお話と、参加者同士の交流の時間があります。
- ◆定員 各回15名

【オンラインの可能性や展望】

- ◆日時 3月12日(金)午後1時～3時
- ◆場所 宮城県聴覚障害者情報センター研修室
- ◆講師 富山盲ろう者友の会
会長 九曜弘次郎氏
- ◆内容 盲ろう者の九曜さんは、現在テレワークで働いています。盲ろう者のオンラインの可能性や展望、課題などについて、富山県からオンラインでお話いただきます。
参加には、事前に申し込みが必要です。①氏名、②市町村、③ご連絡先をお知らせください。
- ◆申込締切 2月26日(金)
- ◆申込・問い合わせ先
宮城県聴覚障害者情報センター(みみサポみやぎ)
☎393-5501 FAX 393-5502
Eメール info@mimisuppo-miyagi.org

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。(障害者雇用率制度) この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意ください、お願いします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

- ▶従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。
今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。
- ◆毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。
厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

情報コーナー

女性の健康相談を開催します

女性医師が、女性の健康増進に関する相談、思春期や更年期の身体的・精神的不調、家庭や職場でのストレス等で悩んでいる女性の相談に応じます。

- (完全予約制・相談無料)
- ◆相談日 2月20日(土)
- ◆場所 大崎市中央公民館
*仙台市に通勤・通学をしている方は、仙台市会場(エルソーラ仙台)でも相談を受けることができますのでご相談ください。
- ◆予約先 宮城県女医会女性の健康相談室
☎090-5840-1993
- ◆受付時間 土日祝日を除く午前9時～午後5時
- ◆問い合わせ先
宮城県健康推進課 ☎211-2624

婚活アイリンクパーティー中止

毎年2月に開催している婚活アイリンクパーティー(黒川地区後継者対策推進協議会主催)は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止としましたのでお知らせします。

- ◆問い合わせ先
黒川地区後継者対策推進協議会事務局(大郷町まちづくり政策課内) ☎359-5537

国民年金だより

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難になったときは

新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が相当程度まで下がった場合の臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きによる国民年金保険料の免除について、令和元年度分(令和2年2月分～令和2年6月分)に引き続き、令和2年度分(令和2年7月分～令和3年6月分)についても申請することができます。

また、学生についても、収入が相当程度まで下がった場合は、同様に本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料の免除・納付猶予及び学生納付特例免除の申請が可能になります。

◆対象となる方

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、当年中の所得が以下の計算式で計算した金額以下になる見込みであること。

全額免除	除外
(扶養親族の数+1)×35万円+22万円 例：単身世帯の場合：57万円以下 夫婦のみの世帯の場合：92万円以下	
4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

学生納付特例	除外
118万円+扶養親族の数×35万円+社会保険料控除額等	

◆対象期間

令和2年2月以降の国民年金保険料が対象となります。

免除猶予	令和元年度分	令和2年2月～令和2年6月
	令和2年度分	令和2年7月～令和3年6月
学生納付特例	令和元年度分	令和2年2月～令和2年3月
	令和2年度分	令和2年4月～令和3年3月

◆申請に必要な書類と手続き方法

申請の際には以下の書類を役場住民生活課、又は年金事務所へ提出してください。

免除猶予	国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書
学生納付特例	国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書、学生証のコピー

※申請書等は日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)からもダウンロードできます。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できる限り郵送による手続きをご利用ください。

郵送で申請する場合は、マイナンバーカードの写しなどの本人確認書類を添付してください。

詳しくは、日本年金機構のコールセンターをご利用ください。

『ねんきん加入者ダイヤル』 0570-003-004
050から始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6630-2525
月～金曜日 午前8時30分～午後7時
第2土曜日 午前9時30分～午後4時

◆問い合わせ先 仙台年金事務所 ☎224-0891 住民生活課 ☎341-8512